

平成26年度第1回 岐阜県森林審議会議事録

開催日 平成26年12月19日(金)
場 所 岐阜県水産会館2階中会議室

岐 阜 県

午前10時00分開会

(事務局) ※高井技術総括監

時間がまいりましたので、ただいまより平成26年度第1回岐阜県森林審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、年末の大変お忙しい中、また足元の悪い中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、はじめに瀬上林政部長からあいさつを申し上げます。

～あいさつ～

(事務局) ※高井技術総括監

ただいまの部長のあいさつにありまして、この審議会につきましては今年度改選が行われまして、本日は最初の審議会でございます。

ここで委員の皆様をお一人ずつご紹介させていただくのが本意ではございますが、時間の都合もありますので、お手元に配付させていただきました名簿にて、ご紹介に代えさせていただきます。

なお、本日は、12名中、10名の方のご出席をいただいております。本審議会は岐阜県森林法施行細則第19条第2項の規定により過半数以上の出席をもって開催できることになっておりますので、本日の審議会は有効に成立していることを報告させていただきます。

次に、審議会の進め方ですが、本審議会は審議内容の公平性、透明性確保の観点から、公開により行います。また、審議の内容、出席者名簿等につきましても、情報公開制度、又は公文書自由閲覧制度により公開されますので、委員の皆様のご理解をお願いします。

次に、本日の会議資料について確認させていただきます。

～資料確認～

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

会長選出までの議事につきましては、事務局の方で進めさせていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは議事の(1)のうち、会長の選出を議題とします。

森林法第71条第1項の規定により、会長は委員の中から互選ということとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

(内木委員)

事務局に何か案がありましたらお示してください。

(事務局) ※池戸林政課長

では、事務局より提案させていただきます。

市長として、また、山林協会副会長として森林政策にも熱心に取り組んでおられます、藤原委員にお願いしてはいかがでしょうか。

～異議なし～

(事務局) ※高井技術総括監

ご異議がないようですので、藤原委員に会長をお願いしたいと存じます。

それでは、藤原委員には議長席へ移動をお願いします。それでは藤原会長様、この後の議事の進行をお願いします。

(藤原会長)

～会長あいさつ～

それでは、早速、議事を進めさせていただきますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

まず、岐阜県森林審議会運営内規第8条の規定により、本日の議事録署名者に内木委員を指名させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、議事の(1)のうち、会長代行の選出を議題とします。会長代行は、岐阜県森林審議会運営内規第2条の規定により、委員のうちから互選することとなっております。私の方から、前回に引き続き、行政分野での経験が豊富な、中島委員にお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

～異議なし～

それでは、会長代行は中島委員にお願いすることと決定いたしますので、よろしくをお願いします。

次に、議事の(2)林地部会の部会長及び部会員の指名を行います。事務局の方、名簿の配付をお願いします。

～名簿を配付～

本審議会には、岐阜県森林法施行細則第20条の規定により、林地部会が設けられています。部会員及び部会長については、森林法施行令第7条第2項及び第3項の規定により、会長が指名することとなっております。ただいまお配りしました名簿のとおり指名させていただきたいと思っております。部会長をお願いする向井委員はじめ皆様、よろしくをお願いします。

続きまして、議事の(3)審議事項に入ります。諮問文の配付をお願いします。

～諮問文を配付～

まず、審議事項の諮問文を事務局から朗読願います。

・ 諮問文朗読

林第380号 平成26年12月19日
岐阜県森林審議会長 様
岐阜県知事 古田 肇
平成26年度第1回岐阜県森林審議会にかかる諮問について
下記事項について、貴審議会の意見を求めます。
記
1 森林法第5条第1項に基づく宮・庄川森林計画区の地域森林計画の樹立について
2 森林法第5条第5項に基づく木曾川森林計画区、揖斐川森林計画区、長良川森林計画区及び飛騨川森林計画区の地域森林計画の変更について

(藤原会長)

議第1号「宮・庄川森林計画区の地域森林計画の樹立について」、並びに「木曾川、揖斐川、長良川、飛騨川各森林計画区の地域森林計画の変更について」、事務局から説明願います。

(事務局) ※林政課 吉峯技術課長補佐

～参考資料1、2、資料1～6に基づき宮・庄川森林計画区の地域森林計画の樹立及び木曾川森林計画区等4計画区の地域森林計画の変更の概要を説明～
(森林法及び林野庁長官通知に基づき、計画の案の縦覧、関係市町村長・森林管理局長・経済産業局長への意見照会を行ったところ、いずれも意見なしであることを報告。)

(藤原会長)

ただいま説明のありました「宮・庄川森林計画区の地域森林計画の樹立について」、並びに「木曾川、揖斐川、長良川、飛騨川各森林計画区の地域森林計画の変更について」、ご質疑、ご意見はございませんか。

(向井委員)

新しい計画では、それぞれ針葉樹と広葉樹の立木材積及び伐採面積の数字が出ているのですが、前計画で見ると、針葉樹は計画よりも伐採量が少なく、広葉樹は伐採量が多いのですが、新しい計画はそういった実績を考慮されているのでしょうか。

(事務局) ※林政課 吉峯技術課長補佐

実績は広葉樹が大変多くて、針葉樹はそれ程でもないというのに対して、計画はどうなっているのかということですが、森林資源の状況からどれだけ伐るといふ計画を立てますので、まず資源量をベースにして計画を立てます。ということで、実績を直接反映というよりは、今ある森林資源をベースにしております。

(向井委員)

針葉樹の方がたくさん伐っていくだろうと考えているということですか。

(事務局) ※林政課 吉峯技術課長補佐

これから利用していく必要がある針葉樹の方が、ボリュームは大きくなります。

(中島委員)

確認の意味ですが、林道の開設ということで計画に挙がってしまして、この中には作業道は入っていないという理解でよろしいですか。

もう一点は人工造林、樹下植栽について、これについての基本的な考え方、というのは今後針広混交林に持っていく、あるいは広葉樹の植栽というものを主体に考えていかなければならないと私は認識をしているのですが、人工造林の樹種別の内訳というのは検討されているのでしょうか。

(事務局) ※林政課 吉峯技術課長補佐

林道につきましては、いわゆる公共事業でつくる林道の数字でございまして、作業道はここにはカウントはしておりません。

もう一つの樹種別の計画ということですが、樹下植栽がなかなかうまくいっていない、数字が低いということですが、それについても多面的な機能発揮のためにはやっていく必要があると思いますので、手法としましては、たとえば群状択伐の後に一般的な植栽というようなものにして、そこに地域に合った樹種を植えるということが必要になってくるかと思えます。その場合適用される樹種というのがありますので、地域、地域の具体的な樹種については市町村森林整備計画で具体的に定めたいと考えております。地域森林計画では計画区全体の言ってみればオールラウンドな形で樹種を挙げさせていただいております。

(中島委員)

ということは、地域森林計画の施行計画や市町村整備計画の中でその地域に即した樹種を植えていこうという認識で考えればいいのですね。

(事務局) ※林政課 吉峯技術課長補佐

実際に樹種一覧というものを地域森林計画に載せまして、それを市町村森林整備計画に載せられるものが多いと思いますが、これからゾーニングの精度を高めていく中で、樹種についてもできればA g (林業普及指導員) やフォレスターの意見を聞きながら検

討していただければと思います。

(内木委員)

資料1の5ページの評価のところに、「樹下植栽の実行歩合は1.7%にとどまり」と、その後「森林の多面的機能の高度発揮が求められる森林については、択伐と樹下植栽等による複層林施業を計画的に実施する必要があります」と書いてありますが、具体的に何か計画があるのですか。

(事務局) ※林政課 吉峯技術課長補佐

計画書にはどのような具体的な、というのはなかなか書き込みにくいところがあるのですが、私の少ない知識と経験から申し上げますと、単に抜き伐りをして下に植えるというのはうまくいっていないと聞いておりますので、列状とか群状の択伐、そこに一斉造林とはちょっと違うかと思うのですが、群状択伐した跡地に樹下植栽的に植え込むというかたちで、多様な森林を作っていけると思いますので、そういう研究をしていきたいと思います。ここに細かく書き込むのは難しいかと思います。

(内木委員)

細かく書いてもらう必要はないかと思いますが、たとえば更新伐施業というのが補助事業であるのですが、あれは計画してやらないと対象にならないわけです。それを事後申請にすればもっと面積が増えていくと思うんです。これからは皆伐も必要だと思うのですが、複層林施業にもウエイトを置いて順番、順番にやっていったほうがいいかなと思うので、こういった検討も積極的にやってもらえれば、もう少し面積も増えていくのではないのでしょうか。

(事務局) ※林政課 吉峯技術課長補佐

森林整備課や、Ag（林業普及指導員）、森林研究所等と相談しながらやっていきたいと思います。

(中原委員)

今年の審議会には非常に興味を持ってしまして、というのは「森林づくり100年構想」というものについて戦略会議を開催されて、それを受けての審議会ということで、ここに出てくるバックデータというのはそういったことも踏まえたうえで構成されていると理解して読ませていただきました。

中島、内木委員に関連した部分でご質問をさせていただきます。資料1の7ページに宮・庄川地域の造林計画がありますよね。今の再造林だとか樹下植栽だとか言ったときには、造林ということは苗木の問題があります。たとえば総数のところで人工林の皆伐跡地793haに大体2,500本/ha植えると198万本がいるわけですよ。樹下植栽については221haに1,200本/haを掛けると26万5千本、トータルで224万本の苗木がいる。これが針葉樹なのか広葉樹なのかは兎も角として、従来伝説的に言われているのは、適地適木という言葉が言い古されて久しいですが、そんなことを鑑みるにこの苗木をそう

いった部分で、当然飛騨地域と私ども岐阜管内の山県市とは当然違います。しかしながら本数で追った時には、この面積に対して224万本の苗木の確保が安定的にできるのか。というのは伐った後、植えないで2年以上経過すると、また下から雑木等々が生えてきて、地ごしらえ作業が二度手間になってしまうという観点から言うと、そこまで潤沢な林業の予算はない。というのは、来年のヒノキの苗木の調達の見込みがまだ立っていないのです。秋田杉の苗木が着140円なんですよ、もう言いなり。三重県の方で確保しようとも思ったのですが、もうそこは国の公団関係に押さえられてしまって苗木がないということ。広葉樹のトチノキは長野県から調達しているのですが、これでさえ500本、屁の突っ張りにもならないわけです。こういう状況を見たときに従来、私の地域ですと、武生市のアジマノスギを使っていたのですが、もう世代交代が上手くいってなくて、次の世代の方はもうやっていらっしゃらない。これは至るところで言われている状況なんですけれども、今後この問題を解決しないと、冒頭の林政部長の話というのは、木材需要に対応した伐採の話が多かったと思うんですね。しかしながら伐ったら植えて育てるという循環型の林業構造を考えた時に、伐った後の入り口がもうなくなってしまうと思います。そういった意味で林政部としてはどうお考えになっていらっしゃるのか。

(事務局) ※瀬上林政部長

まさにおっしゃる通りで、今実際に苗木を生産しているのが、県内で30万本くらい。100年構想の中では、世代に引き継がれていく樹齢、いわゆる年齢分布を新しくしていこうということで、再造林をどうするかということを検討しています。ですので、私どもとしてもすぐというわけにはいかないけれども、その30万本からプラスして近い将来200万本くらいに持っていくための施策についてはやっていかないといけないと思っております。来年度くらいから徐々にやっていこうと考えています。

もう一つなかなか造林が進まないのがコストという点。今でも1haで100万円くらいかかる。補助金をもらっても50万円以上出さないといけないということでなかなか進まないということです。そのため低コスト造林技術を開発するというので、県内で4事業体が手を挙げてそういったモデル的な低コスト技術開発に取り組んでおりますので、それを広げていく。ということで、苗木生産の手当、低コストでやる技術の開発、その2本柱で対応していこうと思っております。

(伊藤委員)

参考資料1の4ページ目の中ほどに書いてあります、「災害に強い森林づくり」と書かれていますが、当然ながら最近異常気象と言われておって、豪雨あるいは強風等々で森林が荒廃している中で、最近では豪雪によって岐阜県の郡上以北、新潟等々でもライフラインが閉ざされて、そして物資が届かないような状況が続いております。荒廃する森林が管理されていないということも言われています。岐阜県においてはそうではないかもしれませんが、今回は岐阜県においても3,700戸の停電があったわけです。豪雪によって倒れた木も原因ではないかと言われておりますので、豪雪のことも考えておられると思いますが、もう少し考えていかないと、このライフラインが止まってしまうということで、そこにある集落にも大きな影響を与えることとなりますので、災害に強い森林

づくりと文字で書くことは簡単かもしれませんが、そのへんもやはりもう少し考えていく必要があるのではないかと。異常気象と言われておりますので、もう少しやらないといけないのではないかと考えていますので、そのへんの対策やお考えがありましたらお聞かせください。

(事務局) ※平井恵みの森づくり推進課長

森林・環境税を活用して平成26年度から危険木伐採という事業を行っております。里山林の整備に市町村さんをご応募いただければ、そこで危険木及びその周辺で0.1ha以上を伐採すれば環境税のほうで手当てさせていただきます。これを使って色々なところで電線にかかりそうな危険な木であったり、家に倒れそうな危険な木を伐っておくという事業を本当にたくさんやっていただきまして、今年度予算を600haで組んでいたのですが、補正を合わせまして900haを超える面積で里山林整備がやられておりますので、今後も、里山、人家に近いところはこういうもので対応していただければと思います。

(伊藤委員)

環境税を有効に使っていただくのはありがたいと思っています。

(事務局) ※平井恵みの森づくり推進課長

またPRさせていただきます。

(中原委員)

参考資料2の中で、50万 m^3 の県内素材生産の目標に対し、今37万 m^3 というところまで確実に積み上がっていますが、4ページにですね、平成25年の成長量が177万 m^3 で、統計上で全体の177万 m^3 の中から50万 m^3 毎年伐っていくということであれば、これもですね、177万の成長量の35%の成長分と言ったら、61万9千 m^3 。ということは50万 m^3 伐り続けても、これは岐阜県の山は壊れることはないという絶対的な保障なんです。私のところの林業経営、専門林業でやっている面積というのは、成長量の30%で管理しています、というのは山への資産留保によって伐りたいときにいざとなったら蓄積量で賄っていくという観点からやっていますが、実際に成長量の40%くらいまでは伐っても何ら問題がないことは証明されている。これからどんどん伐っていくことはやぶさかではない。しかしながらそれを思った時に資料の2ページに戻ると、そういう前提で考えたときに木材生産林の皆伐と間伐とのバランスを考えないとまずいと思うんです。

(事務局) ※瀬上林政部長

これは広葉樹を含んでいますね。広葉樹はチップが中心になっていきますので、特に50万 m^3 のベースになってくるのは針葉樹の方になります。ですから針葉樹の場合は、大きいところの皆伐になりますので、haあたり400 m^3 くらいまで出てきますので、だから今までは間伐、間伐と進めてきましたが、50万 m^3 を計算した時に、間伐で出せるのは最大でも25万 m^3 くらいしか出せない、残りの20万 m^3 となるとやはりどうしても針葉樹の皆伐に頼らないといけないということが出てきますので、中原委員がご指摘のとおり、こ

れからは皆伐の部分の数字をもう少し大きくしていかないといけない。

(中原委員)

わかりました。もう一つ、50万 m^3 を郡上にできる大型製材工場が一手に引き受けるといことで、これを極端な話で長良川流域のスギの産地から年間50万 m^3 を伐ると、長良川流域のスギの成長量は年間63万 m^3 あるんですよ、それを抜いた日には、その長良川流域、先人たちが植えた人工林のスギはもう丸裸になって、二次三次災害が起きるといことで、そういった意味でバランスを取った樹種、成長量、地理、そういうものを含めて行政の指導が今後必要になってくると思っておりますのでお願いしたい。

(事務局) ※瀬上林政部長

おっしゃるとおりでして、集中して伐ってしまうことなく計画的に進めていきます。

(藤原会長)

皆さん活発なご意見をいただきましたけれども、色々ご意見はありましたが、計画そのものの変更というところまではないかと思っておりますが、そういったことで事務局の方から提案して頂いております議第1号につきましては、原案のとおり決定することを適当と認める旨、答申してよろしいでしょうか。

～異議なし～

(藤原会長)

ここで、答申文(案)を作成するため、しばらくの間休憩といたします。

～休憩後再開～

(藤原会長)

審議会を再開いたします。

それでは、事務局から答申文(案)の朗読をお願いします。

・答申文(案)朗読

(案)	岐森審第1号 平成26年12月19日
岐阜県知事 古田 肇 様	
	岐阜県森林審議会 会長 藤原 勉
地域森林計画の樹立及び同計画の変更について(答申)	
平成26年12月19日付け林第380号をもって諮問のありました下記について、原案のとおり決定することを適当と認めます。	
記	
1 森林法第5条第1項に基づく宮・庄川森林計画区の地域森林計画の樹立について	
2 森林法第5条第5項に基づく木曾川森林計画区、揖斐川森林計画区、長良川森林計画区及び飛騨川森林計画区の地域森林計画の変更について	

(藤原会長)

ただいまの内容でよろしいでしょうか。

～異議なし～

(藤原会長)

それでは、この内容で答申することといたします。以上で、今日ご審議いただく事項は終了いたしました。引き続きまして、報告事項に入ります。林地部会の審議状況等につきまして、報告をお願いします。

(向井委員)

林地部会長の向井でございます。林地部会の審議状況及び林地開発許可状況については、事務局に説明をお願いいたします。

(事務局) ※田畑治山課長

～資料7に基づき林地開発許可状況等について説明～

(藤原会長)

ただいまの説明について、ご質問はございませんか。

(藤原会長)

それでは、その他の事項につきまして、「第39回全国育樹祭」について事務局から説明をお願いします。

(事務局) ※水野全国育樹祭推進事務局長

～第39回全国育樹祭について説明～

(藤原会長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

それでは、ご発言もないようですので、これで議事を閉じさせていただきます。

(事務局) ※高井技術総括監

藤原会長には、長時間にわたる議事進行をお務めいただき、誠にありがとうございました。また、委員の皆様には、貴重なご意見、ご提言を賜り、ありがとうございました。

これをもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

午前11時30分閉会